



2022年10月27日

各位

会 社 名 株式会社フューチャーリンクネットワーク
代 表 者 名 代表取締役 石井 文晴
(コード番号：9241 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役経営統括部長 中川 拓哉
(TEL.047-495-0525)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年11月25日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の目的等

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含みます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬額は、2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において、年額84百万円以内とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）が、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記報酬枠とは別枠として当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物

出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額 20 百万円以内（うち社外取締役 4 百万円以内）といたします（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年 6,000 株以内（うち社外取締役 1,200 株以内）といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、本制度により付与される譲渡制限付株式には 3 年間から 5 年間までの間で取締役会が定める期間の譲渡制限を付しております。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

以上